

福運整第700号の2
福運輸第630号の2
平成30年11月26日

福島県内自動車運送事業者各位

福島運輸支局長
(公印省略)

事業用自動車の車両管理の徹底について

事業用自動車の保守管理については、あらゆる機会を通じて徹底を図ってきたところですが、今般、県内のタクシー事業者において、平成30年8月21日に自動車検査証の有効期間が満了していたにもかかわらず、9月に当該自動車を3日間運行(いわゆる無車検運行)していた事案が発覚しました。

事業用自動車の安全で安心な運行を確保することは自動車運送事業者の当然の責務であります。これを怠り法令違反の状態で行ったことは自動車運送事業の信頼を失墜させるものであり、また、事案発生から当支局への報告に時間を要したことは、誠に遺憾であります。

つきましては、下記事項について徹底を図り、同種事案の再発防止に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 自動車検査証の有効期間の確認の徹底について
 - (1) 点呼執行場所等の執務室に自動車検査証の有効期間満了日一覧や定期点検整備(車検)計画・実施表を掲示するなどし、運行管理者及び運転者による確認体制を構築すること。
 - (2) 運転者は、運行の開始前に行う日常点検時に自動車検査証または検査標章により有効期間満了日の確認を確実にすること。
2. 定期点検整備・車検の確実な実施及び車両管理体制の構築について
 - (1) 定期点検及び車検時期の管理は、整備管理者等が定期点検整備(車検)計画・実施表を作成するなどし、車両ごとの実施時期及び実施状況を常時把握して確実に実施すること。
 - (2) 定期点検整備及び車検の実施計画は、自動車検査証の有効期間満了日に合わ

せて計画するとともに、車両故障の未然防止に効果的な時期を考慮して策定すること。

- (3) 定期点検整備及び車検の実施状況の把握は、整備管理者のみに任せることなく組織として確認できる車両管理体制を構築すること。

3. 不適切事案発生時の運輸支局への早期報告体制の確立について

- (1) 運送事業者における特異な事案及び不適切な事案については、速やかな事案の把握及び情報収集が可能となる体制を構築すること。
- (2) 事案発覚後の運輸支局への連絡体制については、自動車事故報告規則に基づく報告手順に準じたものとする。